

総合的なTPP関連政策大綱

平成27年11月25日
TPP総合対策本部決定

目次

<u>I</u>	<u>基本的な考え方</u>	・・・2
<u>II</u>	<u>TPP関連政策の目標</u>	
1	TPPの活用促進	
(1)	丁寧な情報提供及び相談体制の整備	・・・3
(2)	新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援	・・・4
2	TPPを通じた「強い経済」の実現	
(1)	TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策	・・・5
(2)	地域の「稼ぐ力」強化	・・・6
3	分野別施策展開	
(1)	農林水産業	・・・7
(2)	食の安全・安心	・・・9
(3)	知的財産	・・・9
(4)	その他	・・・9
<u>III</u>	<u>今後の対応</u>	・・・10
<u>IV</u>	<u>政策大綱実現に向けた主要施策</u>	・・・11

I 基本的な考え方

我が国は環太平洋パートナーシップ協定(以下、TPP)に関し、平成25年3月に参加を表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加した。同交渉は本年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において、大筋合意をみたところである。

TPPは、21世紀のアジア・太平洋に自由で公正な「一つの経済圏」を構築する挑戦的な試みである。世界のGDPの約4割(3,100兆円)という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出され、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築するもの。この地域の成長を取り込み、アベノミクスの「成長戦略の切り札」となるものである。

TPPがもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にこそ幅広く及ぶ。TPPが多国間の経済連携である特色を活かし、産業空洞化を抑え、技術力等を持った我が国の中堅・中小企業が「居ながらにしての海外展開」すること、地域の特色を活かした地場産業、農産品等が8億人の市場へ打って出ることを政府は全力で後押しをする。

TPPの効果は、海外展開にとどまらない。貿易、投資が促進され、国内の市場規模の8倍もの市場、需要に対峙することでイノベーションが生まれ、新たな商品やサービスを提供するグローバル・バリューチェーンが様々な分野で構築される。それにより、国内の産業拠点への投資、高付加価値化が進み、生産性を向上させることで、我が国の実質GDPを押し上げることが期待される。

一方で、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から、懸念・不安の声が寄せられていることも事実である。今後とも合意内容を丁寧に説明するとともに、TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、さらに、農林水産業全体として、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる必要がある。

本政策大綱は、TPPの効果を実に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするものである。

TPPは、新しい「アジア・太平洋の世紀」の幕開けを告げるもので、その先には、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、さらにはアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)と、アジア・太平洋の国々と共にもっと大きな経済圏をつくり上げていくことが期待される。TPPの効果を実に最大限に活かす政策は、いわば「国家百年の計」として中長期的な視点も含め実施していく必要があるものである。

II TPP関連政策の目標

1 TPPの活用促進

TPPの直接の効果は、関税のみならず、投資・サービス等も含めた市場アクセスに係る諸条件が改善され、さらには通関手続の迅速化等、TPPによる各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの明確化、知的財産の保護等により、安心して海外展開をすることが可能となり、TPP各国との貿易、投資が活発化することである。これまで様々なリスクを懸念して海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にとって、オープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらす。

さらに、原産地の完全累積制度(メイド・イン・TPP)、電子商取引等のルールを活用し、生産拠点を海外に移さず、我が国に「居ながらにしての海外展開」が可能になる。TPPは、サービスなどの幅広い分野も含めた経済連携、新たな貿易モデルを作るものであり、これまでになかった新たなグローバル・バリューチェーンが次々に構築され、これに中堅・中小企業が主体的に参画することが期待される。

従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPPを契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

①TPPの普及・啓発

(目標) セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催やTPP情報のポータルサイトの設置、TPPを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

②中堅・中小企業等のための相談体制の整備

(目標) 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- TPPの内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、TPP原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行う。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

(目標) 総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。

- 国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関(政府系金融機関を含む。)による企業の海外展開支援を促進する。

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) 平成30年度までに約200億円の放送コンテンツ関連海外市場売上高を目指す。

- クールジャパン、ビジットジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進する。
- ICT、放送コンテンツ等のコンテンツの海外展開を図るほか、模倣品・海賊版対策や知財保護環境向上、協定国への情報発信等にも取り組む。
- 中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進する。
- 廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) 平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

- 高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。
- 日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示(GI)の活用を促進する。
- 農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

④インフラシステムの輸出促進

(目標) 平成32年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。

- 円借款等手続の迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、我が国企業が強みを有する分野等でのインフラシステムの輸出を加速化する。

⑤海外展開先のビジネス環境整備

- TPP協定参加国等において、制度構築や人材育成等、幅広い分野における協力及び能力開発を行うことで、TPP協定の実施及びTPP協定の利益の増大を支援するとともに、日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境整備を図る。

2 TPPを通じた「強い経済」の実現

TPPは、資源国から消費国、加工組立国から中間財の輸出国、さらには我が国のように、デザイン、商品企画、高度なサービス提供等の分野で高い水準を誇る国まで、多様な国々からなる経済連携である。これにより、従来のサプライチェーンの枠組みを超えた、新たなバリューチェーンが生まれることが期待される。我が国企業がそれを牽引し、各国の様々な企業、産業と連携することで、多様な分野における生産技術向上、イノベーション、産業間・企業間連携を促進すること等を通じて、我が国経済全体としての生産性向上につながることを期待される。

そしてそれは一過性のものではない。イノベーション、技術革新により我が国企業の高付加価値化、生産性向上が進み、経済が活性化し、生産活動がさらに活発になる。その結果、更なる貿易・投資の拡大、という好循環により累積的な経済成長につながる。我が国から海外へ、海外から我が国へという双方向の投資、貿易が活発になることで、我が国は「グローバル・ハブ」（貿易・投資の国際中核拠点）として持続的な成長を遂げることを目指す。

「グローバル・ハブ」は、我が国の地域という単位でも目指すことができるものである。そのため、地場産業、農林水産業、技術力のある中堅・中小企業、研究開発機関、人材など、地域の力を結集することが必要である。

TPPはそのためのツールを提供するものではあるが、それにより我が国の経済再生、さらに地方の産業活性化を通じた地方創生を実現させるのは、このチャンスを活かす現実の企業、事業者の行動である。これを支援する政策の展開は、TPPを通じた「強い経済」実現のために、極めて重要である。

(1) TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

(目標) *革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。
平成32年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。*

- 我が国産業構造革新の基盤技術であるIoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発等を推進するとともに、必要となる規制改革に取り組む。
- イノベーション・ナショナルシステムの構築を図るとともに、知的財産制度をTPPが求める

制度に調和させ、イノベーション創出環境の整備を目指す。

- 将来のイノベーションの源泉となる人材育成等のため、知財教育を推進する。
- 第4次産業革命や産業の高度化に向けて、我が国企業の設備、技術、人材に対する積極果敢な投資を促進するための取組を進める。
- サービス産業の生産性向上や、中小企業・小規模事業者を含めた事業者等のIoTの活用等によるフロンティア創出を行うとともに、省エネ投資の促進や、新たな製品・サービスの開発や販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等を行い、幅広い産業分野における生産性向上を図る。
- 農林水産分野における新技術・新品種の開発を進める。

②対内投資活性化の促進

(目標) 平成30年度までに、少なくとも計470件(大型投資案件60件含む)のJETROによる外国企業誘致を目指す。

- 対内直接投資を促進する各種施策を講じることとし、特に世界の企業の研究開発部門等の高付加価値部門を我が国に誘致して海外から投資や人を呼び込むとともに、我が国企業との研究開発等の連携を進め、グローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンター化を目指す。
- 海外における人材育成を進めるほか、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のため出入国管理体制を整備する。

(2) 地域の「稼ぐ力」強化

①地域に関する情報発信

(目標) 訪日外国人旅行者数が2000万人となる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す。

- 我が国技術等の普及に努めるとともに、農林水産物の国内外の需要・消費の拡大を図る。日本各地の「食・食文化」をテーマとした観光プロモーションの推進や、食・農業体験などの滞在コンテンツの磨き上げ等により、訪日外国人観光客の地方誘致や消費拡大を促進する。

②地域リソースの結集・ブランド化

(目標) 支援対象事業に具体的な成果目標と適切なPDCAサイクルの確立を求め、平成32年度に100%の確立を目指す。

- 6次産業化の推進等により、地域の産品、技術、企業等を連携、地理的表示(GI)等も活用しつつ、新事業を創出し、海外展開の拡大を促す。
- ローカルアベノミクスの推進等を通じ、地域の「稼ぐ力」や生産性の向上、地域の人材活用、地方への対内直接投資促進等を実現し、地域経済のグローバルな好循環を拡大する。このため、地方公共団体が行う自主的・主体的な先駆性のある取組等を、情報面・人材面を含めて、支援する。

3 分野別施策展開

TPPについては、これまで、食の安全、国民皆保険等に関し、様々な懸念や不安が寄せられてきた。合意内容を見れば、こうした点はいずれも懸念や不安に及ばないことは明らかであるが、今後、国民に対し合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

農林水産分野については、重要品目を中心に、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図る。

また、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

TPP大筋合意を受け、いま、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている。生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても我が国の豊かな食や中山間地域を含む美しく活力ある地域を引き渡していくことができる。

夢と希望の持てる「農政新時代」を創造し、努力が報われる農林水産業を実現するために、未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の環境を整える。それにより、農林水産業の持つ様々な価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、「農政新時代」を日本の輝ける時代にしていく。

(1) 農林水産業

①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

関税削減による長期的な影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講ずる。

(目標) 平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。
- 合板・製材の国際競争力の強化
原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。
- 消費者との連携強化
消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。
- 規制改革・税制改正
攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行する。

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

- 米
国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。
- 麦
マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。
- 牛肉・豚肉、乳製品
国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。
 - ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。
 - ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国3:生産者1)。
 - ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
 - ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。
※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。
- 甘味資源作物
国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

(2) 食の安全・安心

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。
- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。
- 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定を推進する。
- TPP協定締結後、食の安全に関する技術的協議等の場で適切に対応する。

(3) 知的財産

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。また、TPPを契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を講ずる。

①特許・商標関係

- 不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。
- 地域中小企業等の知財戦略の強化や、特許審査体制の整備・強化を図る。
- TPP協定実施のための制度の整備状況等を踏まえつつ、知財紛争処理システムの一層の機能強化のための総合的な検討を進める。

②著作権関係

- 著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。その際、権利の保護と利用とのバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないように、対象範囲を適切に限定する。
- 著作物等の利用円滑化のため、権利者不明等の場合の裁定制度の改善を速やかに行うとともに、社会的諸課題への対応、柔軟性の高い権利制限規定、円滑なライセンス体制の整備等に関する検討を進める。

(4) その他

- 外国における医療機器等の認証機関への対応、競争政策に関し独占禁止法違反の疑いを効率的、効果的に解消する仕組の導入に関し、必要な措置を講ずる。
- ISDSをはじめとする国際紛争への対応強化、海外事業者とのトラブルに係る消費者支援、環境と貿易の両立を進める。
- 皮革・皮革製品産業等に関する所要の措置を講ずる。

Ⅲ 今後の対応

- 上記Ⅱの政策目標を踏まえ、必要な主要施策をⅣに掲げる。
なお、施策実施に必要な経費の取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。必要な制度改正については、関係省庁において適切に対応する。
また、Ⅱに掲げたKPI(成果目標)についても、進捗状況に応じ、随時改善する。
- 農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。
また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。
- Ⅳの主要施策については、Ⅱの政策目標を効果的、効率的に実現するという観点から、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。
また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、平成28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本政策大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。
- TPPの経済効果分析結果については、年内に公表する。その際、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた評価結果を総合的にわかりやすく説明する。
- TPPに関しては、今後、署名を経て協定文を確定させ、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出することとする。
- 今後、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTAなど、他の広域経済連携の交渉を加速させる。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となるとともに、今回の対策を活用しつつ我が国が世界のハブとなることを目指す。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

1 TPPの活用促進

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

①TPPの普及・啓発

- 中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供
(全国各地・TPP参加国等における説明会等の実施)

②中堅・中小企業等のための相談体制の整備

- 中堅・中小企業のための相談体制の整備
(JETROや中小企業基盤整備機構、各地の支援機関等の相談体制の強化、中小企業等の海外展開を支援する機関が集う会議の活用、税関の体制整備を通じたTPP原産地規則の円滑な運用の確保)

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化
(TPPを活用した中堅・中小企業の市場開拓のための総合的支援コンソーシアムの創設・活用、輸出等の事業展開のための専門家によるきめ細かな支援、海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等の支援、戦略的な国際標準化・知財保護活用の推進、中堅・中小企業の海外展開支援、コンビニやショッピングモール等と連携した海外展開の支援、コンテンツ輸出を含むクールジャパンの促進、サービス産業の生産性向上(再掲)、グローバル・バリューチェーン拡大に向けた国際ルール作り、中堅・中小企業等の市場開拓・事業拡大に向けた産業人材育成)

- 金融機関等による企業の海外進出支援
(金融機関等による企業の海外進出支援と経済状況変化の活用のための金融仲介機能発揮支援・促進)

- 知的財産・標準の活用促進への支援
(外国における知的財産権の出願・訴訟対応等に関する一気通貫支援、国際標準化の強力な推進及び国際標準化活動を担う人材の育成、効果的な知財相談対応の実施、特許料等や支援策についての検討、地域機関等と連携した標準化の支援)

②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

- 我が国コンテンツの海外展開支援
(コンテンツ事業者と、他分野・他産業等の関係者との協力によるコンテンツ制作・発信等の総合的な支援、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の創設によるコンテンツと非コンテンツ産業の一体的な海外展開の推進)

○ TPP域内での知的財産保護水準の向上への支援
(著作権等侵害防止のための普及啓発、海賊版対策(普及啓発、トレーニングセミナー等)の実施、我が国企業の模倣品対策支援等(中堅・中小企業向け普及啓発セミナーや在外公館・JETRO等と連携した相談体制等)の強化、知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための審査官派遣等の審査協力・研修などの実施)

・我が国の優れた環境技術等の海外展開支援

③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

○農商工連携等による海外市場開拓
(農商工連携等による海外市場開拓、中堅・中小企業の海外展開支援(再掲)、TPPを活用した中堅・中小企業の市場開拓のための総合的支援コンソーシアムの創設・活用(再掲)、コンビニやショッピングモール等と連携した海外展開の支援(再掲))

・日本産酒類の海外展開推進事業

※IV3. (1)①に、農林水産物の輸出促進に係る記載あり

④インフラシステムの輸出促進

○インフラシステムに係る輸出支援
(日本方式の普及とインフラシステム輸出等の支援、インフラシステム輸出の加速化、インフラシステム海外展開の推進)

⑤海外展開先のビジネス環境整備

○日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備
(産業人材育成、対日理解促進交流、TPP加盟国における労働環境水準の向上、法制度整備支援の推進等)

2 TPPを通じた「強い経済」の実現

(1) TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

○イノベーション等による生産性向上促進
(新産業構造ビジョンの策定、未来投資に向けた官民対話、IoT／オープンイノベーション等によるイノベーション促進、知財保護(TPP担保法)、サービス産業の生産性向上、海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等(再掲)、省エネを通じた中小企業者等の生産性向上、中小企業等の事業基盤整備・生産性向上・標準化活用、IT利活用に伴うサイバーセキュリティ対策、TPP等を追い風に海外展開で活躍する企業の発掘・表彰(「はばたく中小企業300選」))

②対内投資活性化の促進

○イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化
(海外からの投資や人の誘致・イノベーション拠点の創出)

(2)地域の「稼ぐ力」強化

①地域に関する情報発信

・TPPを契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し

②地域リソースの結集・ブランド化

○地方創生に係る取り組み
(地方創生プロフェッショナル人材事業、地方創生推進のための知的基盤の整備、地方創生の深化のための交付金)

3 分野別施策展開

(1)農林水産業

①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
(意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進
(産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
(畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備)

- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
(米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)
- 合板・製材の国際競争力の強化
(大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備、違法伐採対策)
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
(広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等)
- 消費者との連携強化
(大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証の推進、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)
- 検討の継続項目
(農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備、生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示、チェックオフ制度の導入、従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続、農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策、配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策、肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討、農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み)

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

主要施策はⅡに記載されているとおり

(2)食の安全・安心

- 食品安全に関する情報提供等
(食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)
- 輸入食品に対する監視指導等
(輸入食品の適切な監視指導の実施、残留農薬・食品添加物等における規格基準の策定の推進、協定締結後の技術的協議への対応)

(3) 知的財産

○地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等
(我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るための諸外国と相互にGIを保護できる制度整備)

①特許・商標関係

○特許・商標関係の制度整備
(不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備)

②著作権関係

○著作権関係の制度整備
(著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備、配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備)

(4) その他

- ・合意により独占禁止法違反の疑いを解決する仕組みの導入
- ・適合性評価に係る海外の認証機関に関する規定への対応
- ・国際経済紛争処理に係る体制整備事業
- ・皮革・皮革製品産業の競争力強化

総合的なTPP関連政策大綱

- 世界のGDPの約4割（3,100兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

新輸出大国

< TPPの活用促進 >

- 1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備
TPPの普及、啓発
中堅・中小企業等のための相談窓口の整備
- 2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援
中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
農林水産物・食品輸出の戦略的推進
インフラシステムの輸出促進
海外展開先のビジネス環境整備

グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）

< TPPを通じた「強い経済」の実現 >

- 1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策
イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
対内投資活性化の促進
- 2 地域の「稼ぐ力」強化
地域の関する情報発信
地域リソースの結集・ブランド化

農政新時代

< 農林水産業 >

- 1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）
次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
国際競争力のある産地イノベーションの促進
畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
高品質な我が国農林水産物の輸出等需要
フロンティアの開拓
合板・製材の国際競争力の強化
持続可能な収益性の高い操業体制への転換
消費者との連携強化、規制改革・税制改正
- 2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）
米（政府備蓄米の運営見直し）
麦（経営所得安定対策の着実な実施）
牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

< 食の安全、知的財産 >

輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示特許、商標、著作権関係について必要な措置
著作物等の利用円滑化等

參考資料

「新輸出大国」の実現

TPPによる巨大な
経済圏の創出

大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開。

「新輸出大国」の担い手となる企業等を後押しする総合的施策

(1) 丁寧な情報提供・相談体制の整備

- ① TPPの普及・啓発
- ② 中堅・中小企業等のための相談体制の整備

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

① 各種支援機関等からなるコンソーシアムによる総合的な支援

国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関によるコンソーシアムを創設。イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際標準化、知的財産、②、③の施策金融、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓等を含めた総合的な支援を提供。等とも連携

② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

ICT、放送コンテンツの海外展開を図るほか、模倣品対策やTPP協定国の司法整備、知財制度整備・能力向上、協定国への情報発信等にも取り組む。

③ 農林水産物、食品輸出の戦略的推進

農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進。

④ インフラシステムの輸出促進

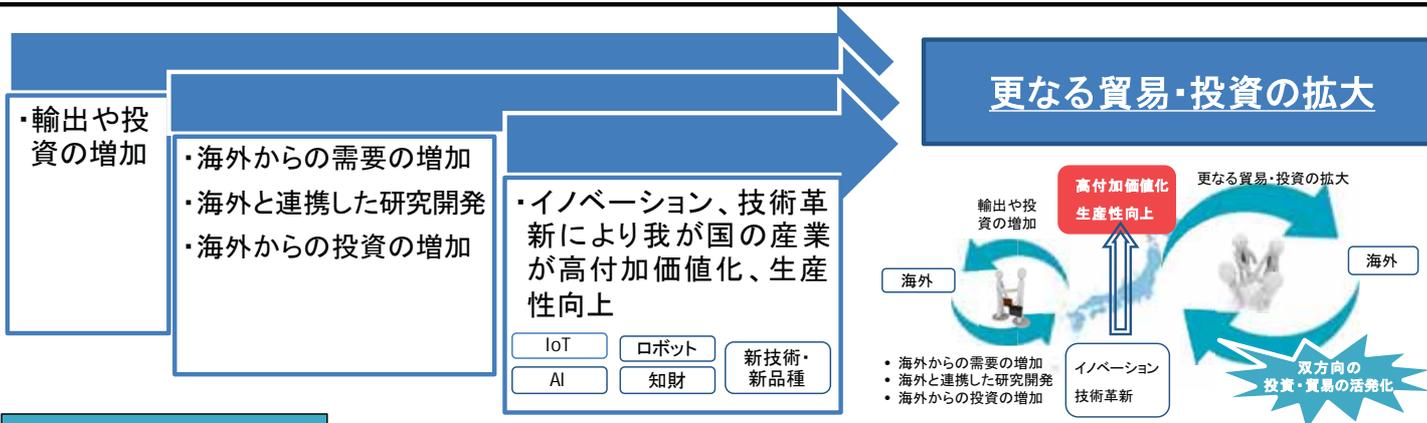
円借款手続きの迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスクマネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、質の高いインフラシステム輸出を加速化。

⑤ 海外展開先のビジネス環境整備

2

「グローバル・ハブ」の実現

- 日本が中心となって、各国の様々な企業、産業と連携することで、多様な分野における生産技術向上、イノベーション、産業間・企業間連携を促進すること等を通じて、我が国経済全体としての生産性向上につながる。
- 我が国から海外へ、海外から我が国へという双方向の投資、貿易が活発になることで、我が国は「グローバル・ハブ」として持続的に成長。



総合的施策

① イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

IoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発の推進等。イノベーション・ナショナルシステムの構築、知的財産制度のTPPが求める制度への調和。第4次産業革命や産業高度化に向けた、設備、技術、人材に対する積極果敢な投資を促進する取組の推進。サービス産業の生産性向上や、事業者等のIoTの活用等によるフロンティア創出、省エネ投資の促進、新たなものづくり・サービスの創出や持続可能な販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等による、幅広い分野での生産性向上。

② 対内投資活性化の促進

世界の企業の研究開発部門等の高付加価値部門の誘致、我が国企業との研究開発等の連携等。

3

農政新時代

○ 生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していく

①生産者の不安の払拭

農林水産業・農山漁村の維持発展に貢献している生産者の不安を払拭し、希望を持って経営できるようにする。

②成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮

輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

③夢と希望の持てる農政新時代を創造

未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にし、生産者の努力では対応できない分野の環境を整備。

経営安定・安定供給のための備え

生産者の不安を払拭するため

- ・米
政府備蓄米の運営の見直し
- ・麦
経営所得安定対策の着実な実施
- ・牛肉・豚肉、乳製品
牛マルキン及び豚マルキンの法制化
牛・豚マルキンの補填率の引上げ
豚マルキンの国庫負担水準の引上げ 等
- ・甘味資源作物
加糖調製品の調整金の対象化

攻めの農林水産業への転換

成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮するため

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ・国際競争力のある産地イノベーションの促進
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要
フロンティアの開拓
- ・合板・製材の国際競争力の強化
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ・消費者との連携強化
- ・規制改革・税制改正

検討の継続項目

夢と希望の持てる農政新時代を創造するため

- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示

4
など

中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供

○ J E T R O、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催やT P P情報のポータルサイトの設置、T P Pを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

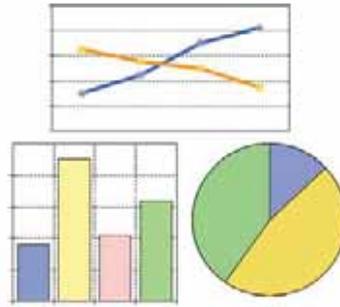
基礎的情報提供



経済連携協定(EPA)になじみのない事業者等に対して情報提供を行う。

- 説明会の開催
- ポータルサイトの設置 等

活用フェーズの情報提供



TPPを活用しようとする事業者に対して、具体的ビジネス展開や関税メリットについての情報提供を行う。

- TPPを活用したビジネス展開の手引書の作成 等

原産地規則に係る情報提供・ 証明書作成支援



TPPを利用して輸出する中堅・中小企業等に対し、原産地証明書の作成を支援する。

- 説明会の開催
- ガイドラインの整備 等

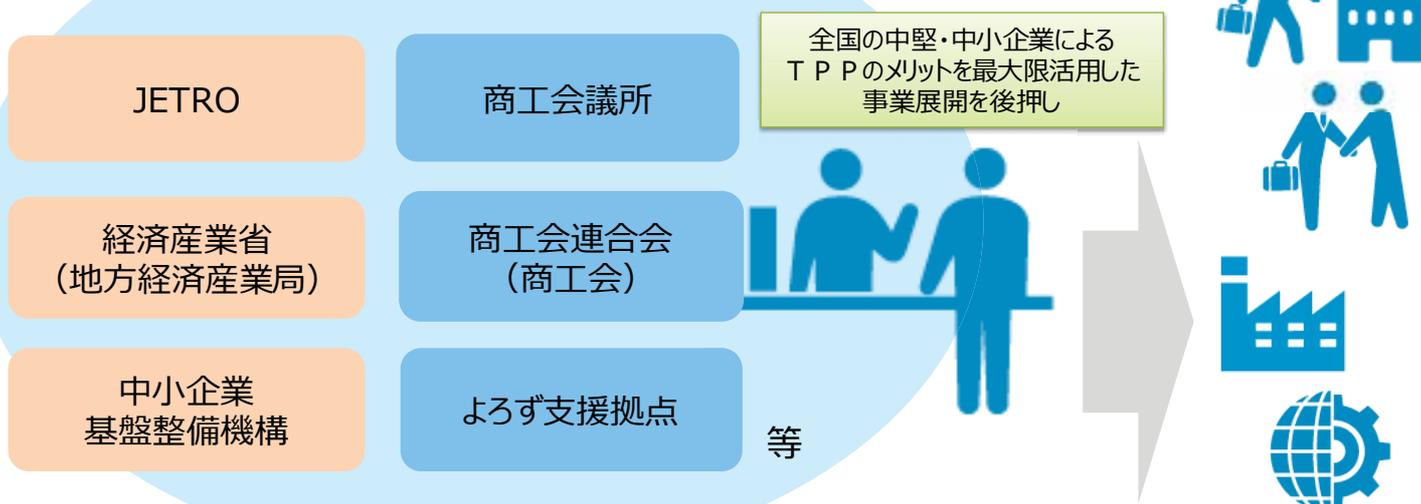
5

中堅・中小企業のための相談体制の整備

○ T P P の内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。

相談窓口の設置・連携

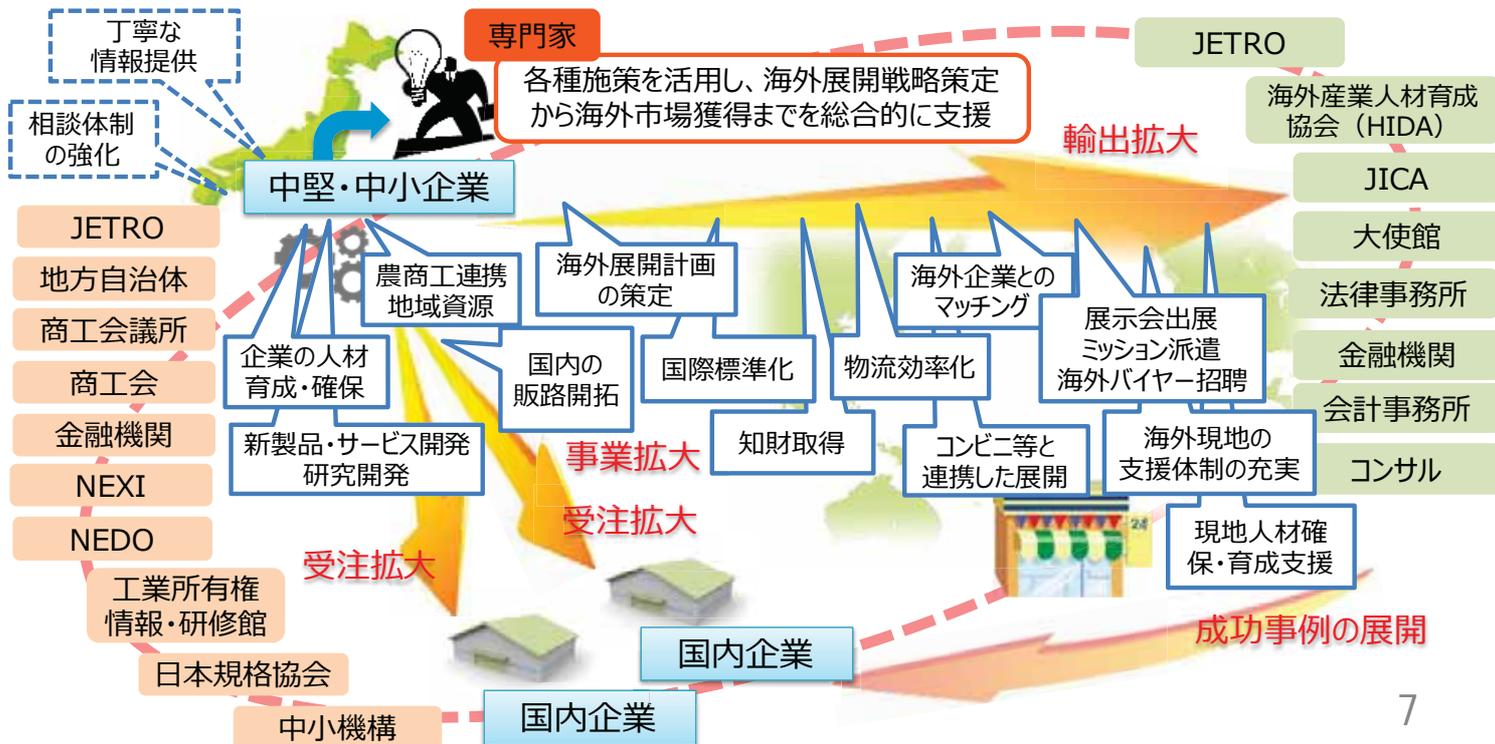
- T P P の内容や活用方法（原産地規則に関する内容を含む）に関する相談に対応。
- 各地の支援機関と連携を図り、全国の中堅・中小企業に対してきめ細かに相談に応じる体制を整備。



○ 税関でも体制を整備し、原産地規則に関する輸出入者からの照会に迅速・適切に対応。

中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化 （「新輸出大国」コンソーシアム（仮称））

- 国や地方自治体、各種の支援機関等によるコンソーシアムを創設。
- イノベーションや他産業との連携を通じて、モノやサービスのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す中堅・中小企業等に対し、製品開発、国際標準化、知的財産、金融、人材等を含めた総合的な支援を提供。



現状

①中堅・中小企業のアジア地域等への進出を支援するための公的機関との連携支援や個別金融機関の取組

【参考例】

- 中小企業等のアジア地域等への進出を支援するため、関係省庁が協議を行い、本邦金融機関、JBIC及びJETRO等が連携する支援体制を整備(平成22年12月)。個別金融機関に加えて商工中金や日本政策金融公庫も企業の海外進出支援を実施。

②個別金融機関等における取引先企業の海外進出や経営改革に係る支援等の促進

【参考例】

- 金融庁では、金融機関が地域ごとの経済・産業の現状・中長期的な見通しや課題等を把握・分析した上で、取引先企業の事業性を評価し、課題の解決策の提案・実行支援を行うよう促すとともに、モニタリングを通じて実態把握を実施し、ベストプラクティス等を金融モニタリングレポートにより広く紹介。



今後の取組みの方針

- ①上記取組みをフォローアップし、本邦金融機関による企業の海外進出支援の実態を把握するとともに、企業の海外進出を本邦金融機関がさらに支援し易い環境を整備するため、関係省庁と連携しつつ、例えば、ベストプラクティスの共有を図ることを通じて金融機関による更なる取組みを促す。

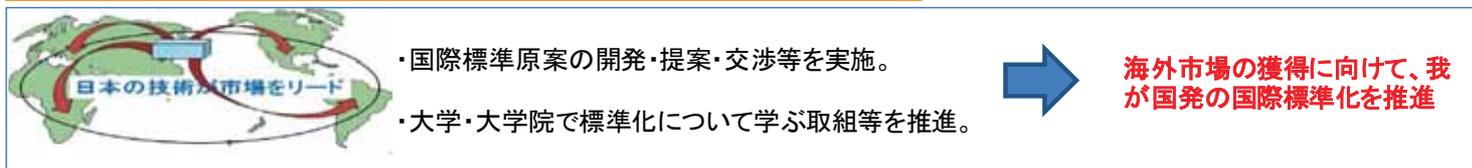
- ②我が国企業が、TPPを契機とした経済環境の変化を活用するため、販路開拓や経営改革等を適切に実施できるよう、地域金融機関をはじめとした金融機関に対して、企業の取組みに必要な支援を促す。また、モニタリングを通じて、金融機関による支援等について実態把握を行い、ベストプラクティスの共有を図る。

知的財産・標準の活用促進への支援

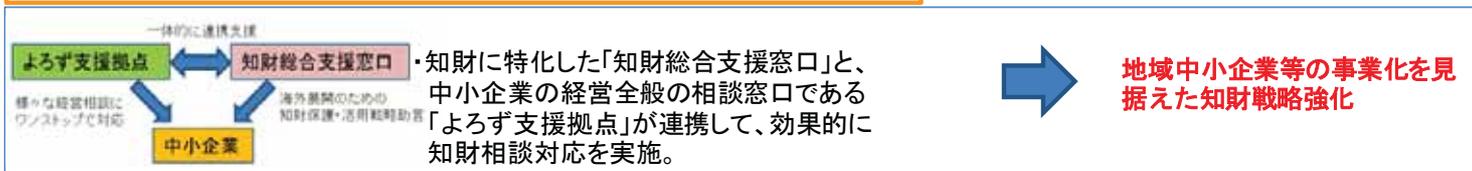
○ 外国における知的財産権の出願・訴訟対応等に関する一気通貫支援



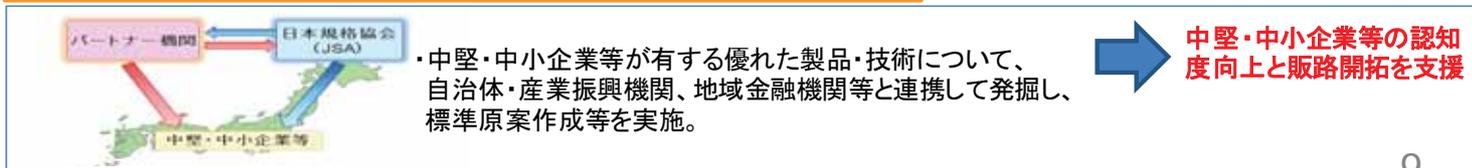
○ 国際標準化の強力な推進及び国際標準化活動を担う人財の育成



○ 効果的な知財相談対応の実施



○ 地域機関等と連携した標準化の支援



我が国コンテンツの海外展開支援

○ コンテンツ制作・発信等の総合的な支援

○関係省庁が連携して、コンテンツ事業者と、他分野・他産業等の関係者との協力によるコンテンツ制作、現地化（字幕付与等）から発信・プロモーションまで、一体的、総合的かつ切れ目なく取組を支援。

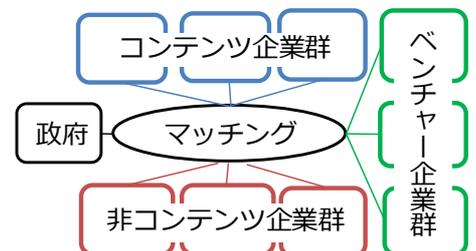
○我が国コンテンツの海外展開を総合的に支援するとともに、コンテンツ事業者と他分野・他産業等の関係者が協力したコンテンツの発信を通じて、農産品を含む地域産品の販路拡大・輸出増加等TPPの活用促進による新たな市場開拓を図ることにより、経済活性化、地方創生等の実現を図る。

○ コンテンツと非コンテンツ産業の一体的な海外展開の推進

○日本の魅力の発信・海外展開を通じて海外の新たな市場を切り拓くためには、官民や業種の垣根を越えた連携による一体的な取組が不可欠。

○そのため、関係府省・関係機関、民間団体、民間企業等をメンバーとする「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を設立し、マッチング等を通じて相互の連携を促進することで、コンテンツと周辺産業の一体的な海外展開を後押し。

▼連携のイメージ



TPP域内での知的財産保護水準の向上への支援

○ 著作権等侵害防止のための海賊版対策（普及啓発、トレーニングセミナー等）

海賊版、インターネット上の著作権侵害に対し、権利者による権利行使の実効性を高めるための環境整備を目的として、以下のような事業を実施。

①二国間協議の実施

・我が国コンテンツの海賊版対策等について、関係国等との協議を実施。

②トレーニングセミナーの実施

・侵害発生国・地域取締機関職員等を対象とした真贋判定セミナーを実施。

③グローバルな著作権侵害への対応の強化

・侵害発生国・地域における著作権法制面での権利執行の強化を支援するための調査、フォーラム及びセミナー等を実施。

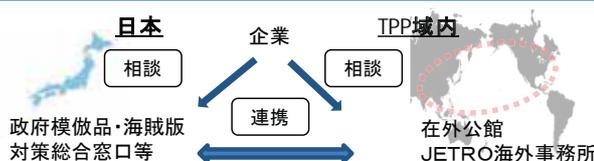
④侵害発生国・地域における著作権普及啓発

・侵害発生国・地域における海賊版対策の基本となる著作権の普及啓発活動について、国内外の政府関係機関や権利者団体等が連携し、経験や成果を共有しながら効率的に普及啓発を促進するためのプラットフォームの形成を支援するとともに、普及啓発のためのイベントやセミナーを実施。

⑤権利執行推進の支援

・インターネット上の著作権侵害の状況や対処方法・事例等調査をまとめた実践的なハンドブックを作成するとともに、セミナーや海賊版対策情報を効率的にまとめたコンテンツの提供を実施。

○ 我が国企業の模倣品対策支援等（中堅・中小企業向け普及啓発セミナーや在外公館・JETRO等と連携した相談体制等）の強化



・政府模倣品・海賊版対策総合窓口、外務省、在外公館、JETRO等が連携し、国内外での相談に対応。
・中堅・中小企業等に向けた模倣品対策等の普及啓発セミナーを実施。

➡ **中堅・中小企業等の海外展開の促進**

○ 知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための審査官派遣等の審査協力・研修などの実施



・TPP域内へ審査官等を派遣。
・TPP域内の知財関連政府機関から審査官・研修生を受入。

➡ **日本式の知財制度や審査実務等の普及・定着や、知財関連政府機関の運用能力向上を通して、日本企業が海外で知的財産権を取得・活用しやすい環境を整備**

我が国の優れた環境技術等の海外展開

概要と目的

- 我が国が世界をリードする環境技術等（**廃棄物処理・3R技術、低炭素技術、環境配慮型製品、水処理技術等**）の海外での案件形成や国際展開を支援、その情報を共有することにより、アジア太平洋州における我が国の環境技術関係企業の海外展開を更に活性化させ、より戦略的な環境ビジネスへの参入機会を拡大する。
- これにより、環境汚染が深刻化している地域の環境を改善するとともに、温室効果ガスの大幅な削減を図る。

低炭素技術



高効率冷却装置

廃棄物処理・3R技術



廃棄物発電施設

水処理技術



既存の排水処理槽 実証で導入した高機能な処理槽

主な施策内容

- 現地における実現可能性調査、現地実証事業、現地関係者へのセミナー、ワークショップ、訪日研修の開催、技術情報の相互認証、官民連携プラットフォームでの情報共有
- 制度的基盤についての政策対話
- 途上国の環境規制等の特性を踏まえた、今後普及が見込まれる低炭素技術の調査・掘り起こし、優れた低炭素技術・サービス等の普及の推進

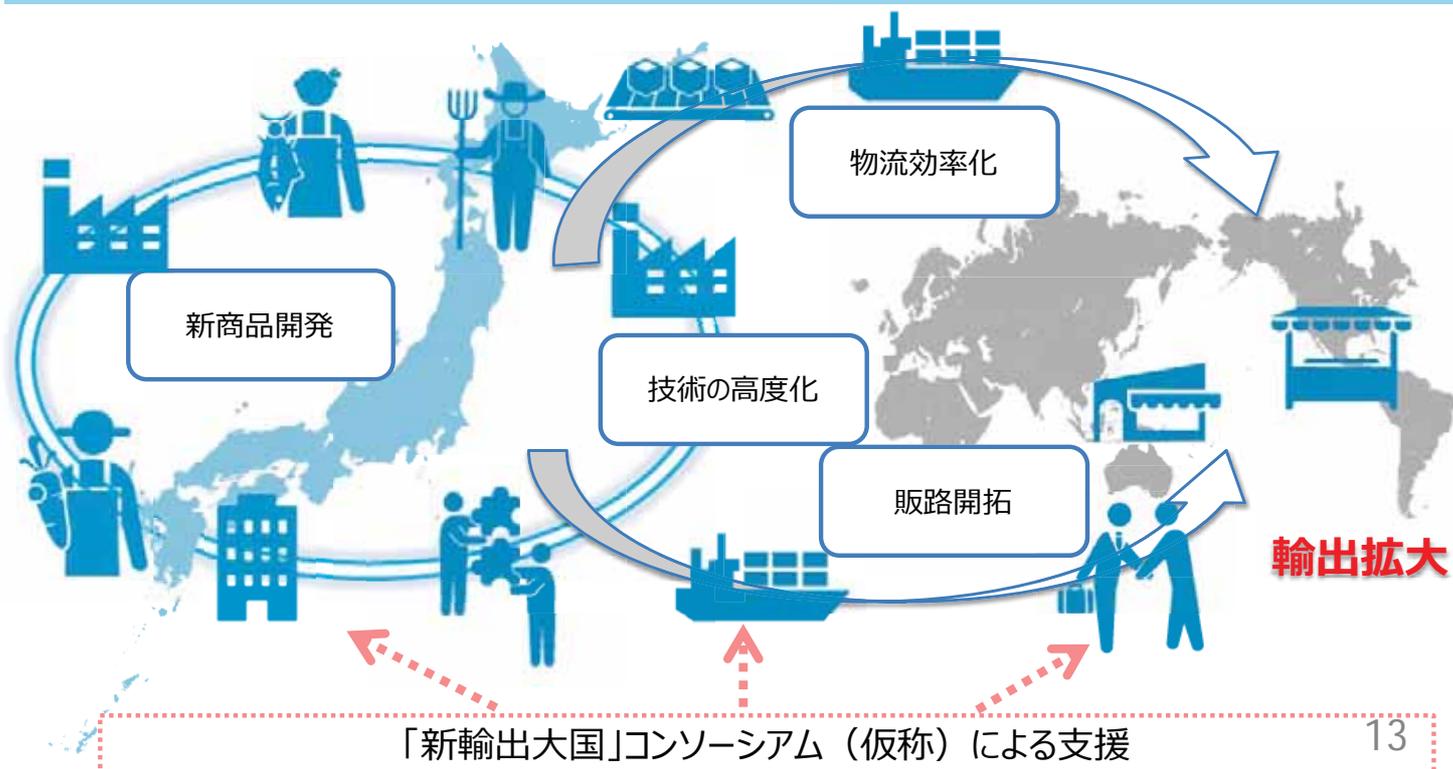
環境配慮型製品



環境ラベルの相互認証により我が国の環境物品の国際展開を支援

農商工連携による海外市場開拓

- 農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、国や地方自治体、各種の支援機関等による支援を行う。
- 物流効率化を含めた技術の高度化、新商品開発、販路開拓等のモデル的取組等を支援し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を、農林水産省など関係省庁との連携の下、促進する。



TPPの交渉結果は、日本産酒類の輸出にプラス

施策の概要

日本産酒類の特性や魅力を発信するとともに、ブランド価値を向上させるための取組等を通じ、日本産酒類の輸出促進に向けた施策を推進する。

日本産酒類の特性や魅力の発信

幅広い食文化との親和性を紹介

ブランド価値向上

地理的表示制度の活用

官民連携した輸出促進

施策の効果

輸出促進に向けた施策の推進は、酒類業界の発展だけでなく、酒蔵を中心とした観光の振興などを通じた地域経済の活性化、ひいては日本経済の成長に繋がるもの。

インフラシステムの輸出促進

○TPPにより政府調達市場へのアクセス改善や貿易・サービスの自由化が進む好機をとらえて、円借款等手続の迅速化、相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援、戦略的なプロモーション等を進め、政府一丸となって我が国企業が強みを有するエネルギー、交通、環境分野、防災、情報通信等でのインフラシステムの輸出を加速化する。

政府一丸となって我が国企業のインフラシステム輸出を支援

円借款等手続の迅速化

リスク・マネー供給拡大、機能強化

官民連携による産業人材育成

国際機関との連携等による
質の高いインフラのグローバル展開

トップセールスの実施を通じた
案件形成支援

等

インフラシステム
輸出拡大

メーカー・インフラ関連企業

中堅・中小企業

日本

輸出拡大

受注拡大

事業拡大

技術活用

政府調達市場への
アクセス改善

貿易・サービスの
自由化

日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備

<h3>産業人材育成</h3> <p>【目的・概要】 海外から投資や人を呼び込み、グローバルな市場を切り拓こうとする地方の中堅・中小企業も含む、我が国企業を後押しするため、日本の強み（「日本ブランド」）を活かしながら、途上国の産業人材の質・量を拡充する。 海外からの人材受け入れや企業インターン等を通じ、途上国の産業人材の質・量を拡充し、T P Pを活用した新たな市場開拓の支援とグローバルバリューチェーンの構築を図る。</p> <p>【事業イメージ】 途上国において社会経済開発を担う優秀な若手人材を、地方を中心とした日本の民間企業や公的機関等（インターン）に受け入れる。これに加え、我が国からの専門家派遣等を通じて途上国における各種産業人材育成拠点への支援を行うなど、国内及び海外において重層的な産業人材育成を行う。</p>	<h3>対日理解促進交流</h3> <p>【目的・概要】 日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備、グローバル・バリューチェーン構築支援のため、関連産業の魅力や強みについて、理解を促進させるとともに、対日イメージの更なる向上を図る。</p> <p>具体的には、下記の事業に取り組む。 1. 関係国・地域から、対外発信力を有する関係者等招へい 2. 官民連携の一環として、日本の強みや最新技術等の対外発信を目的としたセミナーの開催 3. 業界団体やメディア等への広報活動 4. 在外公館からの日本企業へのアドバイス</p> <p>【事業イメージ】</p>	<h3>法制度整備支援</h3> <p>【目的】 T P P協定の発効後、我が国企業の外国市場への参入増加に伴い、外国の司法関係機関等にかかる制度、体制の整備を支援する（当該国の司法関係機関等においてI S D Sの判断を適正に執行させるための支援を含む。）とともに、当該国の国内司法手続の透明性及び法令適用の予測可能性を高め、我が国企業の保護を図ることで、我が国企業の進出を促進する。</p> <p>【概要】 法制度整備支援により、支援対象国の司法関係機関等において適正にI S D Sなどの判断が執行されるべく、同国の国内司法手続にかかる制度や体制を構築、強化するとともに、国内司法手続の透明性及び法令適用の予測可能性を確保するために、必要な国内法令の起草や人材育成等のための支援を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="630 660 805 840"> <p>ミャンマー連邦共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） </td> <td data-bbox="805 660 1040 840"> <p>ラオス人民民主共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 840 805 974"> <p>カンボジア王国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） </td> <td data-bbox="805 840 1040 974"> <p>ベトナム社会主義共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 974 805 974"> <p>インドネシア共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） </td> <td data-bbox="805 974 1040 974"> <p>インドネシア共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） </td> </tr> </table>	<p>ミャンマー連邦共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 	<p>ラオス人民民主共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 	<p>カンボジア王国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 	<p>ベトナム社会主義共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 	<p>インドネシア共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 	<p>インドネシア共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 	<h3>T P P加盟国における労働環境水準の向上</h3> <p>【目的】 我が国企業が海外に進出するに当たって常に大きな課題の一つとなるのが労働問題である。特に、社会主義体制の国においては、労働問題は相手国政府との深刻なトラブルに発展しやすく、進出や事業拡大に二の足を踏むことがあるが、本事業を通じて労働法制及び施行体制を改善・向上させることにより、法令の透明かつ公正な施行を確保し、円滑な企業活動を行いやすい最低限の労働インフラ整備を図る。</p> <p>【概要】 T P P加盟国における労働を取り巻く環境の整備・改善を図るため、国際労働機関（I L O）への拠出を行い、同機関を通じた労働法令及び施行体制の整備・構築等を行う。</p> <p>【問題点】 ①労働条件や労働安全衛生の面で多くの問題を抱える ②法令の整備に比べ、実施体制の整備に遅れ（政府職員のカンパシティビルディング、労働監督官の育成、民間との連携体制の構築、民間の意識啓発などが課題） ③上記①、②により現地進出企業におけるトラブルのリスク</p> <p>【期待される効果】 ①日系企業の円滑な経済活動の基盤形成と進出促進 ②日系企業の労働関係トラブル及び評判に係るリスクを未然防止 ③現地企業の生産性向上と持続的発展による消費市場の拡大を通じた日系企業への裨益 ④現地労働者の労働条件の向上（人道的観点）</p>
<p>ミャンマー連邦共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 	<p>ラオス人民民主共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 								
<p>カンボジア王国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 	<p>ベトナム社会主義共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 								
<p>インドネシア共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 	<p>インドネシア共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 一歩的援助（I S D S） 								

イノベーション等による生産性向上促進

- T P P協定により可能となった貿易・投資の自由化等を踏まえ、産業構造・社会システム革新の基盤技術であるI o T、人工知能、ロボット技術等や我が国産業の共通基盤となる先進的な技術について、研究開発・実証等を進める。
- 合わせて、国内外のイノベーション人材ネットワークや海外V Cの日本進出等に向けた環境整備の加速により、イノベーション・ナショナルシステムの構築を図る。
- サービス産業の生産性向上や、中小企業等のI o Tの活用等によるフロンティア創出、省エネ投資の促進、新たなものづくり・サービスの創出や販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等を行い、幅広い産業分野における生産性向上を図る。

電子商取引のルール整備により
国内及び国外での電子情報流通が加速

高度なビジネス関係者の流動性が増大

産業構造・社会システム革新の
基盤技術である
**I o T、人工知能、ロボット技術等の
研究開発・実証等**

国内外のイノベーション人材ネットワークや
海外V Cの日本進出等に向けた環境整備による
イノベーション・ナショナルシステムの構築

関税の撤廃、原産地証明の合理化により
域内サプライチェーン構築と輸出が容易に

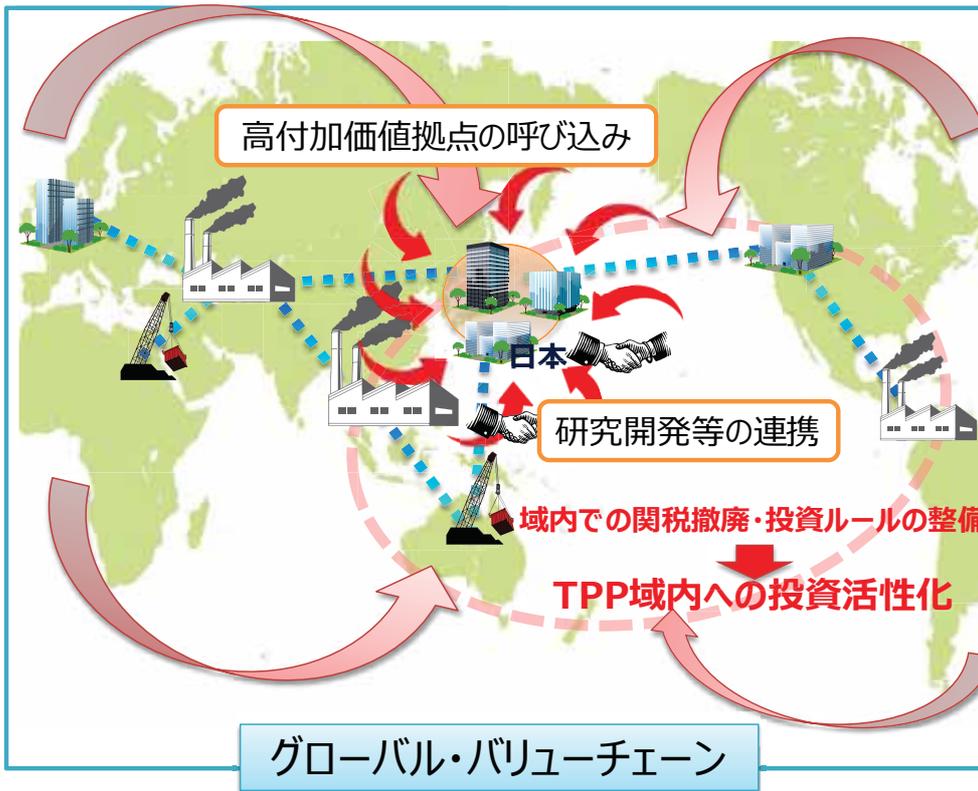
生産性向上に向けた事業基盤の強化

攻めの革新的な製品輸出のための
**我が国産業の共通基盤となる
先進的な技術にかかる研究開発**

サービス産業の生産性向上、省エネ投資の促進、
中小企業等の事業基盤の強化等を通じた
幅広い産業分野における生産性の向上 17

イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化

- TPP大筋合意により、域内での投資環境の魅力が向上するとともに、投資誘致競争が激化。
- 海外からの投資や人を呼び込むとともに、我が国企業との研究開発等の連携等を進め、グローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンター化を目指す。



外国企業との共同開発等を通じた事業拡大の事例

戸田工業
(化学素材メーカー、中堅企業)
(広島県広島市)



コンピューターデジタル記録テープ 化粧品用高彩度顔料

- 米スリーエムや独バイエルとの共同開発により、VTRテープなどに使う磁性材料を開発。
- フランスの化粧品メーカーと共同で化粧品用顔料を開発。口紅やファンデーションとして世界中で販売。
- このほか、海外からの投資も活用しつつ事業拡大。

TPPを契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開と地方創生の後押し

日本各地の「食・食文化」をテーマとした海外での訪日プロモーションの推進や、日本の食や農業体験、美しい農山漁村の景観等をテーマとした観光ルートの形成の促進等を通じ、農水産物の海外展開や地方創生を後押しする。

訪日プロモーションによるTPP参加国等からの訪日促進・農水産物の海外展開促進

「食・食文化」をテーマとしたプロモーションの集中的展開

○TPP参加国等への「食・食文化」をテーマとしたプロモーションを集中的に展開。

日本食イベント

訪日リピーターの地方への誘客

○地方や郷土料理にスポットを当てたプロモーションにより、訪日リピーターの地方への誘客を促進。

訪日促進イベント

地方航空路線の新規就航等と連動した共同広告

○TPP参加国からの新規就航、増便に対して共同広告等のプロモーションを実施。

共同広告

日・シンガポール外交関係樹立50周年を契機としたプロモーション

○「食・食文化」をテーマとした訪日旅行促進イベントの開催等を通じて、日・シンガポール間の交流を一層促進。

旅行博等出展

広域観光周遊ルートの形成促進

食・農業体験・農山漁村風景をコンセプトとした広域観光周遊ルートが形成されるよう、海外旅行者の目線に立って、ルートを構成する観光地の魅力を向上する。

食・農業体験・農山漁村風景をコンセプトとして位置づけているルートを中心に、以下の施策に取り組む

<具体的な取組イメージ>

- 受入環境整備・交通アクセスの円滑化
 - ・酒蔵における外国人旅行者への接待対応セミナー開催、マニュアル作成
 - ・交通事業者と連携した企画パスの検討
 - ・Wi-Fi環境の整備等
- 滞在コンテンツの充実
 - ・外国人目線での農林漁業体験モデル事業
 - ・地域の食材を活かした料理体験プログラムの開発等
- 海外に向けた情報発信
 - ・農林漁業体験を組み込んだファミトリップの開催
 - ・旅行博における地域食の体験等

地域ならではの食を堪能

美しい農村の景観

地域資源を活用した魅力ある観光地の創造

食・農業体験・農山漁村風景などの観光資源を活かした地域づくり施策と観光振興の施策を海外旅行者の目線に立って一体的に実施し、こうした観光資源を世界に通用するレベルまで引き上げる。

食・農業体験・農山漁村風景を活用した観光地域づくりを実施する地域を支援

<具体的な支援イメージ>

- 事業計画策定・マーケティング
- 滞在コンテンツの充実
- 受入環境整備・ICT活用
- 交通アクセスの円滑化

食・農業体験・農山漁村風景などの観光資源を活用

魅力ある観光地の創造 19

地方創生における取組

ローカルアベノミクスの推進等を通じた地域の「稼ぐ力」の向上

「地方版総合戦略」に基づき地方公共団体が具体的な成果目標とPDCAサイクルの下で行う自主的・主体的な先駆性ある取組等を、財政面・情報面・人材面から支援

地方創生推進のための知的基盤の整備 (情報支援)

- 地域経済分析システム（RESAS：リーサス）は、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するシステム。
- RESASを活用したセミナーやフォーラムをはじめ、地方におけるRESASの普及を加速。主婦・学生などを含め地方創生を巡る提言の裾野を拡大。

地方創生リーダーの育成・普及事業 (人材支援)

- 潜在成長力の高い企業に、その気づきを促すとともに、成長戦略を実行に移せるプロフェッショナル人材の活用を促し、その人材採用をサポート。
- 同時に、様々な地方創生プロジェクトの組成をリードする地方創生リーダーを育成。その普及・活用を支援。

地方創生の深化のための交付金 (財政支援)

- 地方公共団体の自主的・主体的な事業設計に合わせて、具体的な成果目標とPDCAサイクルを確立。
- 官民連携等先駆性のある取組を支援。

攻めの農林水産業への転換

- 農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする対策を集中的に実施

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現

国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力を強化

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力を強化

高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進

合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大

持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を推進

消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する

規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方の検証・実行

食品安全に関する情報提供等

○ TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、わが国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、食品安全に関する情報提供等を適切に実施する。

食品安全に関するリスクコミュニケーション

関係府省(消費者庁、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会)等が連携し、国民を対象とした食品の安全に関する意見交換会を開催する等、リスクコミュニケーションを推進する。

食品安全委員会

厚生労働省、農林水産省
消費者庁、環境省等

リスク評価

食べても安全かどうか
調べて、決める

・機能的に分担
・相互に情報交換

リスク管理

食べても安全なように
ルールを決めて、監視する

消費者庁

関係省庁及び地方公共団体等との
連絡調整、企画・運営等

リスクコミュニケーションとは

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、相互に情報の共有や意見の交換を行うこと。

加工食品の原料原産地表示

消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資する加工食品の原料原産地制度について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

名称	あじの開き
原材料名	ニシマアジ(オランダ)、食塩 <small>原産地</small>
内容量	1尾
消費期限	2016. 6. 20
保存方法	10℃以下
製造者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区×××-△△△



現行の表示制度

加工食品の原料原産地表示は、食品表示法に基づく食品表示基準で義務表示の対象が定められている(現在、22食品群及び4品目が義務対象)。

22

食の安全

TPP協定により、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえた対応を行うことで、我が国における食品の安全性を確保する。

輸入食品の適切な監視指導の実施

目的

検疫所における監視指導や二国間協議等を行い、輸入食品の安全性を確保する。

実施内容

- 毎年度策定している輸入食品監視指導計画に基づき、その状況に応じた検査や適切な監視指導等を実施することにより、輸入食品の安全性を確保する。
- 二国間協議等を通じ、輸出国における安全対策の推進を図る。

残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定の推進

目的

食品中の残留農薬・食品添加物等に関して、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、我が国の規格基準を迅速に設定するとともに、審査過程の透明性向上を図る。

実施内容

- 残留農薬・食品添加物等の審査体制を整備し、国際基準や科学的な根拠を踏まえた規格基準の設定を推進する。
- 審査報告書を公表して審査過程の透明性向上を図ること等により、国民の不安を解消する。

協定締結後の技術的協議への対応

目的

TPP協定締結後に増加が見込まれる、相手国政府との技術的協議の場で適切に対応する。

実施内容

- 科学的知見に基づいた我が国の制度や基準を説明し、相手国との信頼関係を損なうことなく、円滑な協議を行う。

地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等

○ 我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るため、諸外国と相互にGIを保護できる制度の整備

GI法：地域と結びついた特色ある農林水産物等の名称(地理的表示=GI)の保護

年内にも第一弾が登録見込み



TPP協定 ⇒ GIの相互保護に関する共通ルールが確立
〔 TPP非締約国を含む外国政府との国際協定に基づくGI保護が対象 〕

TPP協定に対応したGIの相互保護を可能とする制度を整備

日本



外国



※諸外国では、
100か国以上で
GI保護制度が
既に導入

日本で外国GIを保護
⇒ 模倣品の排除による誤認・混同の防止

外国で我が国GIを保護
⇒ 我が国生産者のGI登録の負担軽減
⇒ 外国での我が国農林水産物のブランド化

日本の高品質な農林水産物の輸出促進による攻めの農林水産物の推進

24

特許・商標関係の制度整備

○ TPP協定に伴い法律改正の検討を要する事項(特許庁関連)

特許法

- 新規性喪失の例外規定(特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定)の導入を義務付け。
【現行制度の例外期間は、公表日から6ヶ月】
- 特許期間延長制度(出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度)の導入の義務付け。
【現行制度の特許期間は、原則、出願から20年】

商標法

- 商標不正使用に対して、民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等の制度を設ける。

25

著作権関係の制度整備

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、著作権に関する以下の事項に関して、国内法との整合性や権利の保護と利用とのバランスに留意しつつ、制度整備を行う。

その際、著作権等侵害罪の一部非親告罪化に関しては、**二次創作への萎縮効果等を生じない**よう、非親告罪の対象となる範囲を限定する。

1. 著作物等の保護期間の延長

(TPP協定における合意事項) 著作物等の保護期間は、著作者の死後少なくとも**70年**等とする。

2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

(TPP協定における合意事項) 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を刑事罰の対象とする。これらについては、**非親告罪***とするが、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えない場合はこの限りではない。

(※) 非親告罪: 著作権者等の告訴がなくとも検察官が公訴を提起できる罪



3. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備

(TPP協定における合意事項) 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「**アクセスコントロール***」)を権限無く回避する行為及び回避する装置の製造販売等について、民事上の救済措置及び刑事罰を定める。

(※) 例えば、有料放送等において視聴料金を支払った者以外は番組を視聴できないように視聴制限を行うような技術。

4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

(TPP協定における合意事項) インターネット等から直接配信される音源(「**配信音源**」)を用いて放送又は有線放送を行う場合について、実演家及びレコード製作者に使用料請求権を付与する。

5. 著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備

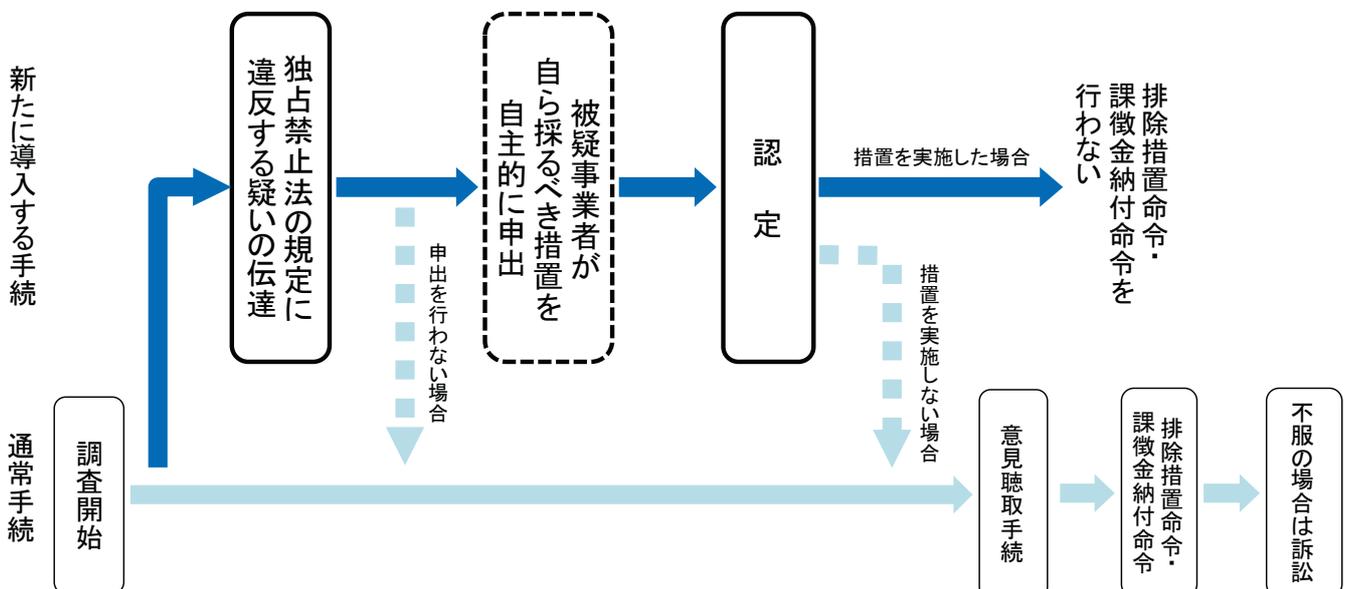
(TPP協定における合意事項) 著作権等の侵害について、**法定の損害賠償***等の制度を設ける。

(※) 法定の損害賠償については、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額を定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。

合意により独占禁止法違反の疑いを解決する仕組みの導入

- TPP協定には、競争法の違反の疑いについて競争当局と事業者との合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定が含まれている。
- 上記規定については、現行法上担保されていないと考えているところ、現在、担保するためにいかなる制度的対応が必要であるか検討中。

導入する仕組みの概要(※現段階のイメージ)



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正について

内容

- WTO/TBT協定では、自国の領域内又は他のいずれかの国の領域内に存在する適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で、他の加盟国の領域内に存在する適合性評価機関が自国の適合性評価手続に参加することを認めるよう奨励される。
- 環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)では、締約国は、他の締約国の領域内に存在する適合性評価機関に対し、自国の領域内又は他のいずれかの締約国の領域内に存在する適合性評価機関に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることとされている。
- 日本では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器法)に基づき、民間の第三者機関である登録認証機関が、管理医療機器、体外診断用医薬品等の認証を行うことができる。
- TPP協定上の「適合性評価機関」に当たる外国にある認証機関に内外無差別の待遇を与え、国内の登録認証機関と同等に監督するため、医薬品医療機器法の改正を行う。

施行期日

TPP協定の発効の日

28

国際経済紛争処理に係る体制整備

案件概要・目的

- TPP協定においては、外国企業が我が国政府を相手取って国際仲裁を提起し、勝訴した場合には賠償を得ることができる制度(投資仲裁)が規定されている。本制度は我が国の投資家保護において重要な規定。だが、同時に我が国政府が訴えられること自体にも備える必要がある。
- 投資仲裁自体は既存の投資協定等においても規定されており、近年、これを活用した仲裁提起の件数が増加している。仮に、既存の投資協定等に基づいて訴訟が提起され我が国が敗訴した場合には、TPP協定発効後には訴訟経験の豊富な外国企業等による更なる訴訟を招く可能性もあるところ、これを防止する必要がある。逆に勝訴を重ねれば、更なる訴訟を抑止することができる。
- TPP協定の大筋合意を踏まえ、国民の不安を払拭するために応訴体制の整備は急務であり、その体制整備を行う。

事業内容・具体例

- ISDS応訴に関する情報・ノウハウの収集
- 応訴に対応できる職員の育成
- 最新の判例動向の調査・研究
- 資料・データベースの整備

応訴体制強化

・情報・ノウハウの収集
・職員の育成
・判例動向の調査研究等

・敗訴の可能性減少
・賠償支出のリスク低減
・更なる訴訟の抑止

期待される成果

- TPP発効に先立って、投資仲裁に関する資料の整備を行っておくことにより、政府として実際にTPPに基づく訴えが提起される前に、必要な知見を蓄積し対策を準備することが可能となる。
→敗訴の可能性の低下。賠償支出が生じるリスクの低減
- 勝訴を通じて、更なる訴訟を抑止
- 実際の訴訟案件が発生した場合に、政府職員が効率的に外部法律事務所と連携できるようになる。
→訴訟費用の軽減
- 応訴のノウハウを身につけた職員がその知見を政府内にて共有する。
→政府全体の応訴体制の一層の強化
- 資料・データベースの確保
→実際の訴訟の際に必要な調査を自ら行うことが可能となる。
→訴訟費用の軽減

29